

[事案 30-61] 転換契約無効請求

・平成 31 年 2 月 6 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の説明不十分等を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 10 月に契約した終身保険について、平成 29 年 8 月に終身保険に転換したが、以下の理由により転換を無効とし、初めの終身保険に戻してほしい。

- (1) 転換時、死亡保険金額と保険料払込期間が変わることについて説明を受けておらず、転換後契約でも転換前契約の内容が維持されるものと思っていた。
- (2) 転換によって転換前契約が別の契約内容に変わることについても説明を受けておらず、先進医療特約および女性疾病特約が付加されるだけと思っていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、死亡保険金額や保険料払込期間の各変更内容について、複数回、募集資料を用いて適切に説明した。
- (2) 募集人は、転換によって転換前契約が別の契約内容に変わることについて適切に説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の説明状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が主張するような誤信をしていたことについては申立人の不注意があったと認められるものの、事情聴取の結果等を踏まえれば、募集人は転換の意味するところをもう少し明確かつ丁寧に申立人に対して説明してもよかったと考えられることから、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。